

「府中市景観ガイドライン(色彩編) (案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

平成19年11月26日(月)から12月26日(水)まで

2 意見の提出者数等

届出者数	件数	意見の提出方法				
		Eメール	ファクシミリ	郵送	意見箱投函	窓口
1人	3件	1	0	0	0	0

3 意見の概要及び意見に対する考え方

No	意見の概要	考え方
1	建築に使われる色彩には、時に基準(案)からはみ出した色彩も必要である。一律にこの制限をかけることには強い疑問を感じる。	府中市の良好な景観を形成するため、各地域の特性を踏まえた一定の基準設定は必要と考えています。 また、地区計画等で地域特性を踏まえた色彩基準が定められた場合等は、色彩基準に拠らないことも可能です。
2	マンセル色環で番号指定しても、現場では色見本で作業が進むため、指定色が基準に収まるのか、きわどい範囲では疑問である。	ガイドラインには、マンセル記号とともに日本塗料工業会標準色見本帳番号も並記します。
3	見識のある建築家を2年任期程度で委任し、ガイドラインから外れるが妥当性を主張する案件について検討し、認める仕組みづくりを提案する。	景観審議会に、各分野の専門家から構成される専門部会を新たに設置します。